

国民保健サービスの介護者憲章

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文学部 公開日: 2012-05-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三富, 紀敬 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00006664

翻 訳

国民保健サービスの介護者憲章

三 富 紀 敬

紹介に当たって

イギリスの介護者団体はもとより労働組合、地方自治体あるいは国民保健サービス（National Health Services, NHS）は、介護者憲章（Carers charter）を策定し、介護者のニーズと介護者支援の諸原則及び支援の諸方法等を分かり易く示している。ここに紹介するのは、国民保健サービスの地方諸機関が、単独もしくは地方自治体と共同で練り上げた介護者憲章である。

介護者憲章は、介護者のニーズに沿いながら介護者支援の諸原則と支援の諸方法等を分かり易く纏めたものである。

介護者憲章を世界で最初に提起したのは、アメリカ高齢者協会（American Association of Retired Persons, AARP）である。1985年に公開の『介護—愛する高齢者を看る—』（Jo Horne, Caregiving; helping an aging loved one, AARP, 1985）に示される憲章（Caregiver's bill of rights）である。この憲章は、児玉真美氏によって既に紹介されている（『介護者の権利章典』『介護保険情報』2008年12月号）。これに次いで策定をするのは、英国介護者協会（Carers National Association, CNA, 現在のCarers UK）である。拙著『イギリスのコミュニティケアと介護者—介護者支援の国際的展開—』（ミネルヴァ書房、2008年）に示したように1986年の策定である。英国介護者協会は、その後1996年と2005年に改訂版を公開する。

アメリカの介護者憲章は9項目を以って構成されるのに対して、英国介護者協会のそれは10項目からなる。前者は、「私自身の人生を生きていく権利を守ること」、あるいは「介護者を支えるための歩みも進められるよう望み、要求していくこと」と介護者の権利について2つの項目を示すものの、「自分を大切にすること」を始め「他の人に助けを求めること」、「私自身の生活を守ること」、「やっかいな感情を口にすること」、「身内の人間が私を操作しようとする（…）のを許さないこと」、「私がしてあげていることに対して私もまた思いやりと愛情と許しと受容を与えられること」、あるいは、「自分が成し遂げていることに誇りを持つこと」と介護者に保障されるべき権利と評するよりも、介護者が心の安寧を保つために忘れることなく重要であるとはいえ、やや心構えとも理解される内容を7項目に亘って盛り込む。他方、イギリスの介護者憲章は、後に紹介す

るように介護者の独自のニーズを抛り所に介護者の権利を明示し、要介護者とは相対的に独自の支援対象として位置づける。示される内容に即するとき、憲章に示されるのは介護者の心構えではなく、法的な抛り所を持つ権利であり、この実際的な保障に責務を負う政府や地方自治体、あるいは国民医療サービスが実施すると約束をした事柄である。

アメリカの介護者憲章は、各地の高齢者団体や介護者団体によっても殆ど手を加えられることなく採択され掲げられるのに対して、イギリスのそれは、各地の介護者団体を含む民間非営利団体はもとより地方自治体や国民保健サービスによっても採用される。保健省『地方の介護者支援サービスに関する基準』（2000年）が、英国介護者協会の憲章とも内容に照らして重なり合うキングス・ファンド（Kings Fund）の憲章を大幅に取り入れていて影響の大きさをみて取ることができよう。また、スコットランドのコミュニティケアと保健に関する2002年法に沿って、スコットランド域内の全ての国民保健サービス地方局に策定の義務づけられた『介護者支援情報戦略』も、その内容に照らすとき介護者憲章の影響をみて取ることができる。あるいは、イギリス労働組合会議（Trade Union Congress, TUC）も英国介護者協会の憲章に習って策定する。しかも、イギリスの場合には、介護者憲章は、地方自治体の策定する介護者支援計画や介護を担う子ども支援計画の抛り所としても位置づけられる。アメリカには確かめることのできない影響力の大きな広がりである。また、アメリカの介護者憲章が、カナダの一部の介護者団体などによる憲章の策定に影響を与えているのに対して、イギリスの憲章は、前出の拙著と同じく『欧米の介護保障と介護者支援一家族政策と社会的包摂、福祉国家類型論』（ミネルヴァ書房、2010年）、並びに『イギリスの在宅介護者』（ミネルヴァ書房、2000年）で述べたようにアイルランドとオーストラリア及びニュージーランドの自治体による介護者憲章の策定に止まらず、オランダ、ドイツ、アイルランド、スウェーデン、フィンランド、オーストラリア、ニュージーランド、あるいはカナダの介護者団体による策定にも影響を及ぼす。さらに、ヨーロッパレベルの介護者団体はもとより高齢者団体や家族団体による策定にも影響を与える。

イギリスでは、介護者憲章の他にコミュニティケア憲章（Community care charter）も策定されて、地方自治体のコミュニティケア計画の抛り所とされる。ここに言う抛り所とは、介護者憲章に盛り込まれる諸原則が、コミュニティケア政策の実現するに相応しい目標として設定され、具体的な政策諸手段の礎として位置づけられていることである。両者に相違が認められるとすれば、後者が、コミュニティケアの対象である要介護者と介護者双方を念頭に策定され、政策理念と政策手段の双方から構成されるのに対して、前者は、名称に示されるように専ら介護者を視野に策定され、実現するに相応しい理念を列挙する。

地方自治体が介護者憲章を制定し、これを抛り所に介護者支援計画を策定すると紹介をするならば、住民福祉の増進を理念に定める地方自治体のあるべき姿として容易に理解することができ

るように推測される。他方、国民保健サービスの地方機関が、介護者憲章を制定して医療サービスの提供の拠り所にしながらか介護者支援の一角を担っていると指摘されても、俄かには理解し難いように思われる。

介護者は、国際レベルでも国を超えて広く認められるように週20時間以上もしくは要介護者と同居の場合に自らも健康問題を抱えることが少なくない。しかし、要介護者に対する日常生活上の援助に心を砕き、これを知らず知らずの内に優先することから、自らの健康問題を後回しにする場合も少なくない。自らの健康問題を感じ取り医療機関への受診を願いながらも、要介護者を一人にはできないことからやむを得ず受診を先送りしたり、結局のところ断念をしたりするという事情である。同時に、介護者は、要介護者に付き添って医療機関に通うことも多く、あるいは、要介護者の治療のために医師や地域看護師を自宅に招き入れることも少なくない。医療機関やその職員との接点は、地方自治体とその職員に較べるならば遥かに多い。

介護者が自らも健康問題を抱え、医療関係者との接点も少なくないことから、日常生活上の援助に当たる人々の医療関係者による介護者としての確認はもとより、介護者に対する権利の周知や介護者支援センターと地方自治体介護者担当部局への紹介などが行われるならば、介護者に対する支援は効果的に進むことになる。他方、地方自治体は、介護者のアセスメント請求権の住民への周知に関する法的な責任を負い、これに沿って介護者の権利について介護者パンフレットや『介護者情報便覧』、あるいは自治体のホームページで周知をしているとはいえ、とりわけ日常生活上の援助を手掛けて間もない介護者は、介護者の法的な地位に関する特段の知識も持たないこととも相俟って、自治体に自ら足を運び支援に向けた手続きに着手する例は少ない。

自治体社会サービス部と新たに接触をした介護者の照会源泉別構成を見るならば明らかであるように、国民保健サービスや一般開業医の比率は高い。すなわち、「介護者自ら」27.3%、「病院」25.1%、「家族や友人あるいは隣人」13.5%、「一般開業医や地域看護師」13.3%、「社会サービス部内の介護者担当以外の部局」6.8%、「自治体の他の部局」2.3%、「自治体の住宅部局」1.6%、「法律事務所」1.5%、「不明」2.5%、「その他」5.9%などの結果であり、国民保健サービスと一般開業医の比率は、併せて40%に近い(38.4%)⁽¹⁾。また、「病院の医師を含む職員から介護者に相応しい扱いを受けているか」との問いには、「何時も受けている」54%、「通常受けている」31%、「時々受けている」12%、「受けていない」3%の結果であり、「一般開業医から介護者に相応しい扱いを受けているか」との問いに対しても、順に65%、25%、9%、2%の結果である⁽²⁾。

これらの調査結果は、国民保健サービスの医療機関や一般開業医が地方自治体あるいは介護者支援センターには持ちえない独自の位置や役割を効果的に活用しながら、自らも介護者支援に乗り出して介護者からも高い評価を得ている姿の一端を示していて興味深い。そうした実績のそもそもの拠り所が、介護者憲章である。

以下では、国民保健サービスの6つの地域組織が独自に、もしくは地方自治体との共同のもとに定める介護者憲章について紹介する。地方自治体の介護者憲章が介護者支援計画の拠り所でもあるように、国民保健サービスの地域組織は、介護者憲章を定めるに止まらず、これを拠り所に地方自治体と同じように介護者支援計画を策定する。

以下に示す憲章には、2回ほどキングス・ファンドの名称が登場する。この団体は、英国介護者協会と同じように介護者支援の策定に多大な貢献をしたことで広く知られた存在である。英国介護者協会が、先に紹介したように1986年に憲章を策定し公表したように、キングス・ファンドもその3年後に専門家の協力を得て『介護者のためのニューディール』と題する介護者憲章を公表する。(Ann Richardson and als, A New deal for carers, Kings Fund, 1989, pp.1-95.) 介護者支援に関する10項目の基準を示し、詳しく分かり易い解説を施している。また、保健省『地方の介護者支援サービスに関する基準』は、キングス・ファンドに籍を置く研究者の執筆である。キングス・ファンドは、無償の介護支援チーム (Informal Caring Support Unit) を設立して研究を重ね分かり易く優れて実践的な成果をその後も相次いで公刊することにも示されるように、国民保健サービスの介護者憲章の中で言及されるに相応しい団体の一つである。

国民保健サービスの策定になる介護者支援計画の収集に当たっては、前掲の拙著『イギリスの在宅介護者』と同じく『イギリスのコミュニティケアと介護者—介護者支援の国際的展開—』を纏めるに際して既に手掛けた方法を同じように採用し、各地の基金から協力を仰ぐべく依頼の文書を送り関係する資料の郵送をして戴いた。あるいは、ホームページへの掲載を伝えて戴いたことから、この情報を手掛かりに資料の入手が可能になった。2冊の拙著の準備と異なる点が認められるとすれば、地方自治体や介護者支援センターの数は、容易に推測されるように遥かにその数が多いのに対して、国民保健サービス基金の数は少ない。結果として今回の作業に当たって発送した文書も相対的に少ない。ともあれ、お力添えに感謝したいと思う。ここに紹介する介護者憲章は、収集した憲章のごく一部である。

1. ノーザンバーランド・タイン・ウェア国民保健サービス基金『介護者憲章』^③

この介護者憲章は、介護者のために介護者によって書かれた。憲章は、基金が18ヵ月以上に亘って数多くの介護者団体と密接に共同しながら纏め上げた成果である。以下に示す諸団体の協力がなければ、この憲章は日の目を見なかったであろう。感謝をする次第である。

ゲイトシェイド地区クロスローズ、ノース・タインサイド地区介護者支援センター、サンダーランド介護者支援センター、ノーザンバーランド介護者の会、ニューカッスル介護者の会及び同会の精神保健グループ、サウスタイン・ウェアサイド介護者連絡会、ノースタイン介護者支援

グループ、ノーザンバーランド・タイン・ウェア地区の介護者

(1) 介護者憲章

ノーザンバーランド・タイン・ウェア国民保健サービス基金は、私たちのサービスを利用する人々の日常生活上の援助に当たる家族と友人の非常に重要な作業について高い評価を与えている。介護者は、肉親やパートナーあるいは友人の日常生活上の援助—これには身体介護や情緒面のサポートを含む—に携わる人々であると理解をしている。介護者は、介護者アセスメントの権利を法的に認められており、彼女や彼のニーズが完全に充足されることも可能であると理解をしている。

基金は、介護者と協力をするならば私たちの役割をより効果的に担い、介護者の発言に耳を傾けるならばより効率的にサービスを届けることができる。私たちは、そうしたことを願っている。これを実現するために、この介護者憲章に諸原則を示したいと考える。

この憲章は、私ども基金に協力を惜しまなかった介護者の参画の賜物である。私たちは介護者との連携を図りながら、介護者に対する支援を進めていきたいと考える。

(2) 介護者を社会的に認知する

私たちは、介護者の権利を広く認知することを通して、介護者の言うことを偏見や予見なしに受け止めるし、介護者をサービス提供におけるパートナーとして認めると共に、介護者が日常生活上の援助を行うに際して支援を行う。

(3) 介護者を高く評価し尊重する

介護者が、全ての職員によって評価され介護者の個々のニーズが認知されることを通して、サービス利用者のケア計画に連動する支援計画に反映させていくことはもとより、介護者が、介護役割に加えて子どもの保育や仕事などの追加の責任を負うことについてしっかりと認知をする。介護者の人種や民族、文化や宗教、社会的な性差、性的志向、年齢や他の特性について予断なく尊重する。介護者が経験するであろう視覚、聴覚あるいは言語上の諸問題を克服するに相応しい援助を行うことを通して、介護者との効果的なコミュニケーションを図る。

(4) 介護者に情報を提供し相談の機会を設ける

私たちは、介護者自身はもとより彼女や彼が日常生活上の援助に当たる要介護者に関わる援助を利用するに必要な情報を介護者自ら手にするのをサポートすると共に、明解で分かり易く正確で助けになる情報を提供する。介護者がしばしば抱く不安や心配に心を寄せることができるよ

うに職員に対する専門的な訓練を行う。介護者が相応しい支援を受けることが、これを通して可能である。たとえ要介護者が介護者を巻き込むことに同意しない場合でも、緊急時には介護者に連絡をする。

(5) 介護者の参画を進める―要介護者のケアと治療の場合―

私たちは、介護者の選択や反応、あるいは情報が職員によって建設的に利用されることを保障する。このために、要介護者の臨席しない介護者と職員との話し合いの場も設定される。ケア計画を含めて要介護者に関してなされる決定に介護者の参画を進める。介護者が看る要介護者のケア計画書の写しを介護者に提供する。この計画書は、ケアを提供する全ての人々の責任について明示しなければならない。ケア計画に示される作業が実際に行われていないと介護者が感じ取ったならば、確認された諸問題の解決に相応しい措置に向けて介護者に議論への参加の機会を保障し、その意見を開陳する機会を用意する。要介護者が入院をしているならば、退院の日を含む退院計画の策定過程に介護者の参画を保障する。介護者と彼女や彼の看る要介護者に相応しい時間と場所で会合を持つ。

(6) 介護者の参画を進める―サービスの計画化と拡充及び評価の場合―

私たちは、以下のことを通して介護者とパートナー関係を結びながらサービスを届けたいと思う。私たちは、法的な責任を負うという理由からではなく、私たち自身が望むが故に介護者の参画を進める。サービスの発展と監視に当たって参加の為の包摂モデルを採用する。介護者の参画が可能であり、何が期待されいかなる支援が存在するかについて介護者に伝える。参画の革新的で柔軟な方法を採用する。提供されるサービスの質及び拡充を要する一連のサービスについての介護者の考えに耳を傾けると共に、そうした意見の提出を歓迎する。改善に向けた考え方を介護者に伝えるための開かれた機会を提供すると共に、改善に向けた措置の実施、あるいは、そうした措置が実施不可能な場合の理由について明示する。基金以外の他の諸団体と連携を図りながら進める。

私たちは、会合と諮問期間及び他の関連する催事について十分な予告を行う。個々の諮問過程がどのように進められ、介護者の示す見解がどのように考慮されるかについて介護者に伝える。催事ののちに可能な限り速やかに諮問と他の催事に関するフィードバックを行う。交通費などの費用は払い戻す。介護者が日常生活上の援助を担うに必要な介護技術訓練を含む支援を行う。

(7) 介護者を支え援助する

介護者と障がい児に関する2000年法及び介護者の均等な機会に関する2004年法に示される介護

者のアセスメント請求権について介護者に伝える。介護者アセスメントの機会を地方自治体と共に介護者に提供する。アセスメントは、介護者が日常生活上の援助に当たる要介護者のニーズ・アセスメントとは別に行われる。介護者のニーズ・アセスメントの結果と支援計画の写しを介護者に渡すと共に、ニーズ・アセスメントは、少なくとも年に1回は見直し、必要に応じてアセスメントの回数を増やす。

私たちは、介護者が支援を必要にする場合の連絡先を介護者に伝えると共に、介護から離れて休息の機会を享受するサービスについて介護者に伝える。介護者支援の均等な利用を保障するために、基金内の部局を超えて連携しながら対応する。住宅や雇用就業問題、諸手当の給付要件などの金銭上の問題及び介護者への訓練に関する情報や助言をどのようにして手に入れるかを念頭に地域への支援グループに関する情報を提供する。享受するサービスの質が高く、介護者のニーズに合致するように保障する。

(8) 介護を担う子どもを広く社会的に認知する

基金は、介護者の社会的な認知と支援、情報の提供と訓練に関する幅広い戦略に介護を担う子どもを含めると共に、その発展に努める。

私たちは、常に適切に対応するというわけにいかないかもしれないが、恐らく殆んどの場合に介護者への支援を適切に行うことになるだろう。

このリーフレットに盛り込まれた情報は、点字やオーディオ、大きな活字、英語以外の言語などでも入手することができる。希望者は、患者情報センターに連絡をされたい。電話番号 0191 223 2545

2. サセックス国民保健サービス基金『介護者憲章』⁽⁴⁾

介護者憲章は、介護者と介護者団体及び国民保健サービス職員の出席を得て開かれた2008年6月9日の催事において公表された。憲章は、基金の代表を始めイースト・サセックス、ウェスト・サセックス並びにブライトン・ハーブの3地域から出席の3人の介護者によって署名された。

介護者は、助力なしには日常生活を営むことのできない連れ合いや子ども、肉親や友人あるいは隣人の日常生活上の援助を無償で手掛ける人々である。助力なしに日常生活を営むことが不可能な理由は、老齢を始め身体的若しくは精神的な疾病、麻薬中毒、飲酒癖あるいは障害などである。介護者と言う表現は、賃金を得ながら日常生活上の援助を手掛けるケアワーカーや介護助手と混同されてはならない。(介護者の為のプリンセス・ロイヤルトラストによる定義から)

はじめに

この介護者憲章は、介護の価値と諸原則及び基準についてサセックス国民保健サービス基金の考えを述べた文書として、基金によって策定された。基金のサービスを利用する人々を看る全ての介護者に適用される。介護者は、介護役割をそもそも担うかどうか、あるいは日常生活上の援助を継続するかどうかについて選択の権利を持つ個人として理解される。

介護者憲章は、保健省 (the Department of Health, DH) のためにキングス・ファンド (the King's Fund) によって策定された5つの全国基準を拠り所にし、介護者が希望を寄せる事柄の正確な理解に基づく。

憲章は、さらに2つの基準、すなわち、介護者が自らの権利を持つ個人として介護以外にも広い生活領域を持っていると理解すると共に、介護者のニーズ・アセスメントの為に効果的な過程が必要であるとの理解を拠り所にする。これらの理解は、介護者の均等な機会に関する2004年法に照らしてさらに発展させなければならない。

最後の基準は、均等性と多様性に関する基金の考え方である。

諸基準は、介護者に対して給付されるサービスがより良いサービスであるかどうかを点検し、介護者に与える影響を検証する作業も含めて定められる。

(1) 情報、(2) アセスメント過程、(3) 介護から離れての短い休息、(4) 情緒面の支援、(5) 介護者自身の健康を維持するための支援、(6) 声を集め要求を提出する、(7) 介護以外の生活領域、(8) 均等と多様性

私たちは、予見や偏見なしに介護者の声に耳を傾け、介護者の言うことを理解する。介護者が、日常生活上の援助を手掛ける要介護者について重要な情報を持っている人々であると理解する。だからこそ、介護者の意見を求める。意見は、尊重され必要な場合には機密を保持しなければならない。彼女や彼が日常生活上の援助をそもそも手掛けることを希望するかどうか、介護者としての役割を継続するかどうかに関する選択の権利が、介護者に与えられる。介護に伴う不安や悩みを理解する職員を介護者に配置して、介護者が日常生活上の援助に希望を以って臨むことができるように支援をする。介護者に提供される情報をどのように効果的に利用するかについて伝える。

憲章の諸基準

(1) 情報の提供

あなたは、介護者としての権利と利用可能なサービスに関する分かり易い情報を手にすることができる。これは、基金の職員並びに基金とパートナー関係にある諸組織の双方から提供される。

私たちは、介護者を支援するために職員の訓練を行う。一人ひとりにあった情報を必要な時期

に届ける。情報は、絶えず更新する。一連の情報は、全ての地域サービスに関して包括的に用意される。情報は、多様な伝達手段を用意して利用しやすいようにする。個々のサービスに適用される給付要件について説明を加える。サービス利用者に課せられる利用者負担政策について明解な説明を加える。介護者が金銭給付を申請することができるように情報を提供すると共に申請の手続きにも援助の手を差し伸べる。

機密の保持と情報の共有

介護者とあなたが日常生活上の援助に当たる要介護者は、あなたが基金に寄せる情報があなたの同意なしに他の人々に伝えられることはないと期待する権利を持つ。介護者としてのあなたから寄せられた情報は、要介護者との同意のない限り他に伝えられることはなく、また、要介護者から伝えられた情報は、介護者の同意なしに他に伝えられることはない。これは、リスクの回避を正当化する理由や法律による合法化の場合にのみ覆することができる。

介護者は、あなたが効果的に日常生活上の援助を手掛けることができるように、容易に理解のできる方法で基金から十分な情報を手にすることができる。

情報の共有が保留された場合には、職員は、あなたとサービス利用者の下された決定の意味について意見を交わさなければならない。保留の変更は認められないわけではなく、特に介護者の負担水準の変更やサービス利用者の心の健康状態の変化の場合には、保留の変更は有益である。

(2) アセスメント請求権の保障

介護者は、介護者の承認とサービスに関する1995年に従って日常生活上の援助を継続する能力に関するアセスメントを受ける法的な権利を有する。

国民保健サービスの諸組織は、介護者の均等な機会に関する2004年法に従って介護者を対象にする地方自治体のサービスの計画化、もしくは、個々の介護者に対する援助の提供に際して自治体の求めに応じて相応の検討結果を伝えなければならない。

私たちは、日常生活上の援助を選択する介護者について、その権利がアセスメントの過程において然るべく認知され保障されなければならないと考える。私たちは、介護者のアセスメントが提供され、アセスメントに当たっては、要介護者の親でもある介護者や介護を担う子どもを含む介護者が自らのニーズに関する対面式の議論の機会を持つことができるように保証されなければならないと考える。

私たちは、あなたを介護者として認め、日常生活上の援助を手掛ける要介護者に関するあなたの意見を記録する。あなたに関するアセスメントが人種や民族を考慮に入れながら多様なニーズを視野に収めるように実施されることを保証する。あなたに関するアセスメントが、就業と教育及び余暇のニーズを含めて実施されるように保証する。介護者としてのニーズ・アセスメントの

結果について書面で分かり易く示す。緊急時に起こるであろう事態を想定した計画を作成する。あなたのニーズ・アセスメントの結果は、少なくとも1年に1回は見直すと共に、重要な環境変化の場合にも改めてアセスメントを実施する。あなたのニーズに関する再検討が行われた際に、あなたが介護負担の縮減を希望するならば他の支援方法の選択に向けた援助を行う。介護者支援の諸結果と介護者の満足感について調査を行う。

ケア計画

私たちは、あなたとあなたの看る要介護者に関してなされる諸決定に際してあなたの参画を保証する。これには、介護計画の策定や改変を含む。緊急事態に遭遇した場合に要介護者の状況を誰に伝えるかについて、介護者に予め伝達をしておく。ケア計画の写しをあなたに渡す。計画には、ケアの提供に関わる全ての職員の責任を明示する。ケア計画が上手く実施に移されていないと感じ取ったならば、介護者として意見を述べる機会を設け、確認された諸問題の解消に向けた措置に関する議論にあなたの参加を保証する。あなたが日常生活上の援助を手掛ける要介護者が入院しているならば、その退院計画の策定過程へのあなたの参画を保証する。会合は、あなたとあなたが看る要介護者の都合の良い日時に催す。

(3) 介護者に休息の機会を用意する

私たちは、介護者のための休息の機会を拡充する。介護者アセスメントは、介護者が休息や休暇を選択する機会であると理解し、アセスメントがその目的に適うように実施されることを保証する。介護者のニーズ・アセスメントを通して介護者のニーズが確認された場合には、一連の多様な休息の選択が可能であるように介護者と共同しながら進める。休息のサービスを提供する民間非営利団体などと連携しながら進める。

(4) 情緒面の支援

私たちは、介護者に対する情緒面の支援のニーズとその重要性についてしっかりと理解をしている。この理解に沿いながらサセックスにおける介護者支援グループと連携し、介護者の支援網を抛り所に進める。日常生活上の援助を手掛ける期間はもとより、介護の終了後における介護者の情緒的なニーズに対する社会の理解を拡げる。私たちは、カウンセリング・サービスを含む心理療法を実施するに当たって、職員が、介護者ニーズの重要性をしっかりと理解しながら対応するように保証する。日常生活上の援助が終了する道程は多様であることを認識し、介護者が、あらゆる環境の下でその情緒的なニーズに関する支援を受けることができるように保証する。介護者としての情緒的なニーズが広く社会的に認知され、支援に当たって考慮されることを保証する。

(5) 介護者自身の健康の維持に向けた支援

私たちは、介護者として自らの健康を含むニーズが広く社会的に認知され、ニーズの充足に向けた支援が行われるように、以下のことに関心を注ぐ。日常生活上の援助を手掛ける人々を介護者としての社会的な地位にある者と確認する。介護者の発見である。介護者自身の健康に関するニーズに絶えず関心を払い、医療との連携を促進する。病院からの患者の退院計画の立案と実施に当たっては、法的な定めを順守しながら介護者の参画を得ておこなう。アセスメントを適切に行う。児童を含む若年者に関する計画は、介護を担う子どもの為の戦略及び患者の保護者でもある介護者のニーズを含むように保証する。職員が介護者の存在を確かめ、彼女や彼の健康上のニーズに対応するように必要な訓練を行う。介護者には、必要と認められる場合には適切な介護技術訓練を実施する。職員が無償で日常生活上の援助を手掛けるならば、従業員としての権利について知らせ、その行使を保証する。介護者をパートナーとして理解し、日常生活上の援助に関するあなたの意思について根拠もない予断を下さない。

(6) 声を集め要求を提出する

介護者のニーズは、決定過程の全ての段階で考慮に入れられるに相応しく、このために介護者に参画の機会が与えられなければならない（アバディーンシャー介護者憲章から）。

私たちは、介護者がその声を上げることができるよう環境を整える。不平等を縮小するために地域の全てのグループとメンバーを含む。サービスの立案はもとよりサービスの提供と評価に介護者の参画を図る。導入訓練を含む専門的な訓練に介護者の参加を進める。私たちの介護者支援計画の策定と計画に対する理解を進める為に、この過程への介護者の参画を保証する。介護者が個人として、もしくは集団としての声を上げることができるよう支援をする。介護者が基金の会員になり会員として積極的な役割を担うことができるように保証する。

(7) 介護以外の生活領域における権利主体

あなたは、介護以外の領域に関わって自らの権利を持つ個人として理解され処遇される。

私たちは、アセスメントの過程とサービスの提供が、仕事と職業訓練に関する介護者のニーズを考慮してなされるように保証する。介護者のための職業訓練や教育、あるいは余暇の機会のもとより、社会的な包摂を促進する他のサービスを拡充する。緊急時への対応を可能にするサービスを提供する。少数民族に属する介護者が経験する不平等を縮小する。介護者でもある基金の職員を支援する。介護者の経済状況の安定を念頭に介護者に優しい職場環境の形成に努める。介護を担う子どもには、まずもって子どもとしての時間を保障して宿題をやり遂げることはもとより充分な余暇を享受することができるようにする。日常生活上の援助を終えた介護者や要介護者に

先立たれた遺族としての介護者のニーズを広く社会的に認知し、支援を行う。

(8) 均等と多様性の保障

基金は、職場とサービス給付における差別を廃止し、人種や民族、障害及び社会的性差に関する法的な義務に沿うべく均等計画を策定した。

私たちは、サービスの均等な利用が、全ての人々の多様性や出自を考慮した上で進められるように保証する。介護者の人種や民族、社会的性差、信仰、年齢、性的志向及び障害に関わる独自のニーズを広く認知する。差別をなくするために介護者及びその関係団体と連携を図る。

憲章の実施に向けて

『介護者支援戦略』は、基金がサービスを提供する3つの地域—イースト・サセックス、ウェスト・サセックス、ブライトン・ハーブ—のそれぞれで策定される。『介護者支援戦略』は、サセックス地域の独自の特徴を考慮に入れることが重要である。介護者アセスメントを始め介護者の考え及びサービスの提供に関する政策目標の達成について、私たちは、これらの達成を図るために地方自治体や他の諸団体との連携を進める。連携に関する情報も既に存在する。私たちは、介護者に開かれる諸機会を広げるに相応しい優れた経験や革新的な試みを共有するために、地域はもとより全国レベルの介護者団体とも連携を図る。

基金は、憲章に示される基準の具体化を図るために『介護者支援戦略』の実施に当たって介護者はもとより介護者関係諸団体との共同を推進する。基金の職員が憲章に盛り込まれた諸原則などを十分に理解をし実施に移していくために、基金として職員に対する十分な訓練を行う。

『介護者支援戦略』の実施は、1年を単位にモニタリングの対象となり、その結果も広く公表される。介護者憲章に盛り込まれた内容が実施に移されつつあるとの調査結果は、別途報告書として作成される。

介護者憲章に関する連絡先

担当者名と住所

Eメール：Rachael.Kenny@sussexpartnership.nhs.uk

電話番号 01273 778383

3. サマセット国民保健サービス基金『介護者を広く認知する—介護者憲章—』⁽⁵⁾

憲章の目的は、介護者としてあなたが重要な役割を担い、あなた自身のニーズが充足されるよ

うにすることである。憲章は、以下に詳しく述べるように4つの原則から構成される。

はじめに

この介護者憲章は、多くの人々の参画と丹念な作業の賜物である。

介護者は、非常に傷つきやすい人に大変貴重な援助を提供する。この貢献は、適切に評価された上で広く理解され尊敬の念が払われなければならない。私たちは、基金として要介護者のニーズの充足を念頭に介護者としばしば連携を図りながらサービスを届けてきたことを思い起こす。しかし、介護者もまた、彼女や彼が少なくない時間を日常生活上の援助に充てるとき、独自のニーズを抱く。私たちは、この事実について既に知っている。しかし、この事実を重要視してきたかと言えばそうではなく、低い評価しか与えてこなかった。ここに示す文書は、介護者週間における催事を始め介護者関係のパフレット、介護者専用のホームページ、介護者に関する討論会、あるいは、私たちが介護者と共に短くはない期間に亘って築いてきた他の支援網を支える考えと全く同じ理解を拠り所にする。

私は、この憲章の策定に熱意を以って加わって下さった全ての方々、とりわけ要介護者の日常生活上の援助に心を砕く多くの介護者にこの機会を利用して感謝の意を表したいと思う。あなた方の作業と貢献は計り知れない。ありがとうございます。

サマセット国民保健サービス基金理事長

(1) 憲章の目的

憲章の目的は、介護者としてのあなたの担う重要な役割を広く伝え、あなた自身のニーズの充足を図ることにある。詳しくは以下に述べるが、憲章には4つの原則を含む。保健及びソーシャルケア分野の専門職員は、これらの軸となる原則に沿って介護者を支援する。それは、翻ってあなたが看る配偶者や近親者あるいは友人へのサービスの改善にも効果を発揮する。

(2) 介護者の定義

介護者と言うここに用いる表現は、健康上の問題や障害を抱える人の精神的なサポートを含む日常生活上の援助を手掛ける、もしくは手掛けるつもりの人々を指す。あなたは、要介護者と同居する場合もあれば、別居する場合もある。あなたは、要介護者の両親、近親者、友人あるいは隣人であると思われる。容態が優れず障害を抱える親や他の家族を看る若い年齢層の場合もある。

(3) 原則1 あなたの体験や知識を広く社会的に認知する

あなたが担う役割は、広く社会的に認知され尊敬されなければならない。

あなたの声は、予断や偏見なしに胸襟を開いて受け止められなければならない。あなたは、あなたの看る要介護者に支援を提供する人々の一員として広く社会的に認知されなければならない。あなたは、要介護者について得難い重要な知識を持つ人として理解され処遇されなければならない。あなたは、日常生活上の援助に伴う苦悩や心配に気づいて、あなたがこれに適切に対応できるよう援助が差し伸べられなければならない。あなたには、あなたによる選択の機会が与えられなければならない。これは尊重され、然るべく評価され、必要な場合には機密性が保持されなければならない。

病院への入院などが検討される場合には、あなたと要介護者には別の選択肢についても検討する機会が与えられなければならない。

あなたの見解は、あなたが看る要介護者に関わる諸決定に当たって考慮に入れられて然るべきである。あなたの考えを伝えるに当たって何らかの援助が必要な場合には、この援助が提供される。あなたには、あなたの提供する情報がどのように活用されたかについて説明の機会が与えられる。

(4) 原則2 ケア計画の策定にあなたの参画を歓迎する

あなたは、あなたが看る要介護者のケア計画の策定と計画への同意に参画しなければならない。

あなたには、要介護者のケア計画の写しが要介護者の同意の下に渡される。計画には、ケアを提供する全ての人々の責任が示される。日常生活上の援助を手掛けるかどうか、あるいは、介護者としての役割を続けるかどうかに関して選ぶことができる。ケア計画は、あなたが同意しないいかなる行為も盛り込んで서는ならない。要介護者が、計画及び同意過程へのあなたの参画を拒否したとしても、あなたは、サービスの提供方法や心の健康問題に関する情報を手にする資格を有する。(サマセット基金の策定になる文書『最善の処し方ガイドライン—機密性及び家族や介護者との情報の共有—』について職員に尋ねてください。) あなたには、緊急時に何が行われるか、誰と連絡を取ればよいかに関する情報が与えられる。ケア計画が実施に移されていない、もしくはきちんと実施されていないと感じ取ったならば、あなたの考えを述べる機会が与えられ、あなたの確認した諸問題の解決に必要な措置を巡る議論に加わることができる。ケア計画は、元の悪い状態に戻った場合にどのように対処するかについても盛り込まれる。あなたは、可能ならばあなたの見たことについて伝えなければならない。あなたは、要介護者が病院でケアを受ける際に、退院日を含む退院計画の策定と計画への同意に参画する。会合は、可能な限りあなたと要介護者に相応しい日時に開催される。

(5) 原則3 介護者としてのあなたのニーズに応える

あなたのニーズは、広く社会的に認知され、ケア計画に反映されなければならない。あなたに

はふさわしい援助が提供されなければならない。

介護者と障がい児に関する2000年法に沿って介護者のアセスメント請求権が与えられる。あなたがもし介護者アセスメントを受ける場合には、以下のことが可能である。すなわち、あなたが希望するならば、あなたが看る要介護者のニーズ・アセスメントとは別に実施することができる。アセスメントが行われている間、あなたに代わって要介護者を看る人に日常生活上の援助を依頼することができる。自らのニーズについて調べる機会が、あなたに与えられる。アセスメントは、あなたが介護役割を担う意思と能力を持つ、あるいは、今後も同じ水準で介護を担い続けるなどの仮定なしに行われる。介護役割が、家族の他のメンバーや友人との諸関係、あるいは、仕事の遂行能力に影響を及ぼしているかどうかについて検討される。あなた自身の健康状態はもとより情緒面の支援、あなたがどのような日常生活上の援助に当たっていかなる支援を望んでいるかについても調べられ検討される。介護から離れて休息を取りたいと望んでいるかどうか、もし休息を希望をするならば、期待を寄せる支援の形態についても調べられ考慮が払われる。

あなたは、アセスメントの終了後にアセスメント自体あるいはアセスメントの結果に沿う支援の決定内容に満足しないならば、あるいは、ケア計画が適切に執行されていないと判断するならば、然るべき措置について意見を述べるべきである。全ての職員は、子どもの養育や仕事など介護役割に加えた責任を負っているであろうことを認識している。あなたの個人的な事情は尊重され、然るべく考慮が払われる。予断を加えることなしに処遇される権利を持つ。あなたに提供される情報は、明解で正確な内容でなければならない。情報は、例えばあなたが日常用いる言語で口頭、文書あるいは録音テープなどあなたにとって有益な方法のもとに提供される。通訳サービスも用意される。介護から離れて休息の機会を享受することについて希望を述べるができる。地域の介護者支援グループや関係するサービスに関する詳しい案内を手にすることができる。就業問題はもとより手当や介護者への職業訓練を含む金銭的な問題、あるいは、住宅に関する助言を得るための援助を受けることができる。あなた自身のケア計画の写しは、有益な形式の下に与えられる。あなたの受けるサービスは、あなたのニーズに相応しく優れた質と了解を得た日時の下に提供される。

(6) 原則4 サービスの発展への介護者の参画を正当に評価する

あなたは、サービスの計画化と拡充及び評価に積極的に参画する機会を与えられる。

提供されるサービスの質はもとより拡充の必要な一連のサービスについてあなたの意見を述べる機会が、用意される。あなたは、サービスの評価過程の一部に位置づけられるあなたの意見の考慮に関して質問を発することができる。サービスの計画化と拡充及び評価にあなたが貢献することのできる会合に招かれたとき、あなたには、あなたに代わって要介護者を看るサービスが提

供され、これに要する介護費用と交通費の弁済を受けることができる。あなたの提供する情報がどのように活用されるかについて尋ねることができる。諮問の終了から6ヵ月以内に諮問結果のその後の扱いについて説明を受けることができる。

介護役割に関する助言を含む支援が必要であると感ずるならば、利用者・介護者担当職員に連絡をお願いします。電話番号 01749 836606

患者助言連絡担当職員は、患者や介護者の関心はもとより提案などに応える為に配置されている。電話番号 01278 432022

緊急時の対応に不満を感じているならば、苦情として正式に提出することができる。介護者としてのあなたに関する苦情担当職員の電話番号 01278 432007

4. イースト・ロンドン国民保健サービス基金『介護者憲章』⁽⁶⁾

この憲章は、介護者としてのあなたの役割を広く社会的に認知し評価すると共に、介護者としてのあなたのニーズを知り、これに応えていくことを目的にする。

イースト・ロンドン国民保健サービス基金は、サービス利用者に提供する介護者の無償労働の重要性を正当に評価しており、この憲章は、あなたが重要な介護役割を担うべくあなたとのパートナーシップ関係の下に支援することを目的に策定される。私たちは、あなたが自らのニーズに関するアセスメントの法的な権利を持ち、より多くの支援を必要にしていると認識をしている。

介護者とは誰か。精神的な疾患を経験する近親者や配偶者あるいは友人の日常生活上の援助を手掛ける人を、介護者と理解する。ここに言う日常生活上の援助とは、家事援助や身体介護から情緒的な支援までを含む一連のサービスを意味する。

介護者との関わりで私たちのサービスの拠り所となる原則は、社会的な認知を始め支援及び参画の3つから構成される。

(1) 広く社会的な認知

私たちは、以下のことを進めたいと思う。予断や偏見を加えることなしにあなたが深刻に伝えることがらに耳を傾ける。あなたの役割と日々の援助を広く社会的に認知し、尊敬の念を以って対応をすると共に然るべく評価する。あなたの看ている要介護者についてあなたが持つ知識について高く評価する。あなたの意見について尋ね、提出された考えを考慮に入れると共に、機密保持の原則をしっかりと守る。精神疾患を抱えた愛する要介護者の日常生活上の援助に由来する不安や苦しみを理解し、あなたが、これに上手く対応できるように援助する。子どもの養育や仕事

など、あなたが担う追加的な諸関係を忘れることなくしっかりと認識する。あなたの人種や民族、宗教、社会的性差、性的志向、年齢あるいは他の特性を尊重し、サービスの設計と提供に当たって考慮に入れると共に、あなたに関する根拠のない予断を加えることなしに対応する。

(2) 支援

私たちは、以下のことを進めたいと思う。あなた自身はもとよりあなたが看る要介護者に対する理解と支援を得るに必要な情報の入手について援助する。この情報には、心の健康問題と処遇を巡る選択肢、地域の支援グループと支援サービス、住居と就業問題に関する相談や助言を得る方法、経済的な諸問題と諸手当の給付要件及び介護者に対する訓練を含む。

提供される全ての情報は、あなたの使う言語はもとよりあなたに相応しい形式の下に明解かつ正確である。もし英語が第一言語でない場合、あるいは、有資格通訳者を必要にする場合には、あなたの考えを伝えるに相応しい独自の援助方法を以って情報を提供する。あなたが援助を必要とするならば、あなたの都合のよい日時における援助要請に対応しながら、連絡先を伝える。あなたが看る要介護者が希望し、地域内にそれが可能であるならば、病院に代わるケアの機会について検討する機会を用意する。あなたが受けるケアが高い水準であることはもとより、あなたのニーズに適合し、了解を得た日時に提供されるように保証する。

介護者と障害児に関する2000年法及び介護者の均等な機会に関する2004年法に沿う介護者のアセスメント請求権について、あなたに伝える。あなたの求めがあるならば、地域の組織と連携を図りながら介護者アセスメントを提供する。このアセスメントは、以下の要件を満たさなければならない。あなたが看る要介護者のニーズに関するアセスメントとは別に実施される。あなた自身の健康を始め情緒面の支援や実際的な援助を含むあなた自身のニーズについて意見を交わす機会を設ける。あなたの介護責任が他の家族構成員や友人との関係、あなたの職業能力に与える影響について考慮する。介護から離れて休息の機会を享受することを希望するかどうか検討すると共に、もし希望をするならば、期待を寄せる支援の方法についてあなたの意向を尊重しながら検討する。

アセスメントの実施後に、私たちは、アセスメント結果とケア計画の写しを渡すと共に、少なくとも1年に1回はニーズの検証を行う。もしあなたがニーズの検証をより短い期間に要求するならば、これに応じてアセスメントを実施する。あなたが、あなたのアセスメントについて満足していないならば、あるいは、あなたの看る要介護者のケア計画に同意できないならば、あなたが選ぶ取ることのできる選択しについて助言をする。

(3) 参画

あなたが看る要介護者へのケア計画とサービスの提供に当たって、私たちは、以下のことを行

う。あなたに関してなされる決定はもとより、あなたの看る要介護者について行われる決定、特にケア計画の準備に当たってあなたの参画を保証する。たとえ要介護者があなたをケアサービスに巻き込むことに同意しない場合でも、緊急時の連絡先についてあなたに前もって伝える。あなたの看る要介護者のケア計画は、ケアの提供に関わる全ての職員の責任について明示するが、その写しをあなたに渡す。ケア計画に沿うサービスが提供されていない場合を含めて、ケア計画に関するあなたの考えを開陳する機会を設ける。何等かの問題が確認されるならば、その問題の解決に向けた措置を巡る議論へのあなたの参画を保証する。あなたに提供する情報について何らかの要望があるならば機密性を維持すると共に、あなたの提供する情報がどのように活用されたかについて伝える。あなたが看る要介護者が入院をしているならば、退院の日を含む退院計画の策定にあなたの参画を保証する。可能ならばあなたとあなたの看る要介護者に最適な日時に会合を持つ。

計画の策定とこれに沿うサービスの給付に当たってパートナーとして作業を進める。これを通して私たちは、提供されるサービスの質及び拡充されなければならない一連のサービスに関するあなたの考えの提供を求める。会合と諮問の期間及び関連する行事に関して十分な事前の予告を行う。諮問の過程がどのように進められ、あなたの意見がサービス評価の過程にどのように考慮されるかについて情報を提供する。諮問や他の行事に関する基金のフィードバックについて、可能な限り行事から遅くない時期にあなたに伝える。諮問などへのあなたの出席の場合に、あなたに代わって要介護者を看るサービスの準備に尽力すると共に、その代金とあなたの交通費について支払う。

5. ウェスト・サセックス国民保健サービス『精神保健介護者憲章』⁽⁷⁾

介護者憲章

介護者は、日常生活上の援助なしには生活を営むことのできない配偶者、子ども、親戚、友人あるいは隣人の世話に無償で当たる人々を言う。要介護者の年齢はもとより身体的もしくは精神的な疾患、常用薬あるいは障害を問わない。介護者という表現は、日常生活上の援助を賃金を得て手掛ける介護助手やケアワーカーと混同してはならない。(介護者のためのプリンセス・ロイヤルトラストによる介護者の定義から)

はじめに

この介護者憲章は、介護者が、ウェスト・サセックス国民保健サービスからの委任のもとに精神保健サービスを受けると期待することのできる最低基準を定めるべく設けられたウェスト・

サセックス国民保健サービス精神保健委員会によって策定された。

介護者は、疾病や障害を抱える人々の日常生活上の援助を担い、要介護者の地域における暮らしを可能にしているという重要な役割について広く社会的に認知され、相応しい評価が与えられなければならない（『ウェスト・サセックス州省庁間介護者支援戦略』2010年版より）。

介護者は、日常生活上の援助を手掛けるかどうか、あるいは、既に担っていたとしてもこれを継続するかどうかに関する選択権を持つ個人として理解されなければならない。

この文書は、2010年3月から6月にかけて開かれた「精神保健サービスの改善に関する公聴会」において介護者からウェスト・サセックス国民保健サービスに出された意見の集約と検討を経て策定された。介護者による意見の提出を直接の契機にするとよい。加えて、この文書は、『全国介護者支援戦略—21世紀における家族と地域の中心に位置する介護者—』（2008年）を始め『ウェスト・サセックス省庁間介護者支援戦略—計画期間2010－2015年—』及び『サセックス国民保健サービス基金介護者憲章』（2008年版）を拠り所にする。

介護者憲章は、保健省の為にキングス・ファンドによって策定された5つの全国基準を拠り所にし、併せて『ウェスト・サセックス省庁間介護者支援戦略—計画期間2010－2015年—』に示される優先事項と連結している。

憲章は、さらに2つの基準を含む。すなわち、介護者が介護以外の生活領域についても個人として自らの権利を持つと共に、介護者の均等な機会に関する2004年法に沿いながら介護者のニーズを効果的にアセスメントすることである。最後の基準は、均等と多様性に関するイースト・サセックス国民保健サービスの政策である。

サービスは、介護者のニーズに柔軟に、また感応的に対応して然るべきである。以下に示す諸原則は、介護者として期待することのできる最低基準を示したものである。(1) 情報、(2) アセスメント過程、(3) 休息の機会、(4) 情緒的な問題に関わる支援、(5) 介護者の健康維持のための支援、(6) 介護者の声と要求の提出、(7) 介護以外の生活領域、(8) 均等と多様性。

(1) 情報の提供

あなたは、介護者としてあなたの権利はもとより利用可能なサービスに関する分かり易い情報を手にすることができる。

あなたは、介護者として以下のサービスを期待することができる。必要な時に個人に相応しく、分かり易い情報を手にすることができる。介護を担う子どもには、年齢階層に相応しい形で情報が提供される。情報は更新され、新しい情報が提供される。一連の包括的な情報は、他の全ての地域に関しても手にすることができる。情報は、地域の全てにおいて多様な伝達方法を以って提供されることから利用しやすい。個々のサービスに適用される給付要件について然るべく説明を

加えている。サービス利用者の利用者負担政策についても明解に説明を加えている。介護者が、公的な諸手当を申請することができるよう情報を伝えると共に手続きに当たっても支援を行う。介護を担う子どもを対象にする支援を利用することができるよう家族に対して情報の提供を含めて幅広い支援を行う。

機密性の保持と情報の共有

機密性の保持を理由にして介護者の声に耳を傾けないことがあってはならない。あなたと要介護者は、あなたの提供する情報があなたの同意なしに他の人々に伝えられることはないと期待する権利を持つ。介護者としてあなたが寄せた情報も、あなたの看る要介護者とその代理人の同意なしに第三者に伝えられることはない。例外規定が認められるとすれば、危険によって正当化され、あるいは法律の求める場合に限られる。

職員は、最初のアセスメントあるいは入院時など比較的早い時期に情報の共有に関する要介護者の見解について伺う。

情報の共有に関する確認は、要介護者が回復過程にあるときに改めて行われ、のちの照会を経てケア継続に関する書類に記録される。情報の共有が拒否された場合には、あなたは、日常生活上の援助をスムーズに担うことができることを念頭に置きながら、実際に理解可能な方法で十分な情報が提供される。精神疾患に関する一般的な情報をあなたに伝え、情緒面はもとより広く支援についてあなたに伝えることは、機密性の保持に何ら抵触しない。

情報の共有が認められた場合には、職員は、その決定があなたとあなたの看る要介護者に与える影響について意見を交わす。同意は不変ではないことから、情報の共有について定期的に再検討を加える。特に介護者の負担や利用者の精神状態が変化した場合に、重要である。

(2) アセスメント過程

介護者は、介護者の承認とサービスに関する1995年法に沿って日常生活上の援助を行い、もしくは継続する能力に関するアセスメントの権利を持つ。介護を担う子どもは、子どもに関する1989年法案内文書『ニーズを持つ子どもとその家族アセスメント規則』に示されるように自らのニーズ・アセスメントに関する権利を持つ。

あなたは、介護者として以下のサービスについて期待することができる。アセスメントの過程であなたのニーズについて担当者と対面しながら意見を交わすことができる。あなたを介護者として社会的に認知し、あなたが看る要介護者に関するあなたの考えを記録する。あなたへのアセスメントは、あなたの属する人種や民族を尊重して実施され、一連のニーズを広く視野に収める。あなたのアセスメントは、就業はもとより教育及び余暇のニーズに関する意見交換を含むように

保証する。あなたのアセスメントは、必要な場合には基金のパートナーと連携しながら実施する。介護者のニーズに関するアセスメントの結果に基づくケア計画の書面による明示は、アセスメントの行われた日から起算して1週間以内に行われることを保証する。あなたが日常生活上の援助を担えない緊急時を想定して不慮に対応する計画を策定すると共に、介護者緊急時対応カードについてあなたに伝える。あなたへのケア計画は少なくとも1年に1回は見直すと共に、周囲の環境に重要な変化が認められる場合にも見直すこととする。介護責任の軽減を希望するならば、他の支援方法の提供に向けてあなたのニーズについて再検証を行う。支援の効果と介護者としての満足感についてモニタリングを行う。介護責任を負う子供を介護を担う子どもとして然るべく見つけ出し、そのニーズ・アセスメントを行うために、成人サービス部門と子どもサービス部門との文書を含む情報の共有を図る。

ケアにおける専門的なパートナー

介護者としてのあなたは、ケアにおける専門的なパートナーの一員として尊重される。要介護者に関する知識や経験を持つ専門家として広く認知され、その知識と経験は、要介護者に関する支援計画に活かされて然るべきである。

介護を担う子どもの声に耳を傾け、その考えは尊重されるに値する。

あなたが看る要介護者に関する決定がなされるに当たっては、あなたの参画が必要である。これには、ケア計画及び再発防止計画の改定も含まれる。たとえ要介護者があなたのケアへの参加に肯定的な意思を示さない場合でも、緊急時の連絡先についてあなたに伝える。要介護者のケア計画の写しをあなたに手渡す。ケア計画が実施に移されていないと感じたならば、あなたによる提起を受けてあなたの見解を示す機会を設けると共に、確認された諸問題の解決に向けて取るべき措置を巡る討論にあなたの参画を保証する。病院からの退院計画の策定過程を法的な要件に沿って進めると共に、あなたの参画を保証する。可能な限りあなたとあなたの看る要介護者に相応しい日時に会合を設定する。あなたは、要介護者に対する医療措置の考えうる影響についてあなたに伝えると共に、医療上の問題に関する情報の提供はもとより必要な助言を行う。

(3) 休息の機会の保障

介護者が、日常生活上の援助から離れて休息の機会を享受することができるようサービスの拡充に努める。介護者が休息をする場合に、介護者に代わって提供されるサービスが上手く機能するように取り計らうことは、もとよりである。

あなたは、介護者として以下のサービスを期待することができる。アセスメントに当たって休息の機会を選択肢のひとつとして選び取ることが可能であるように保証する。休息の機会の享受

がニーズ・アセスメントを通して確認された場合には、休息の機会に関する一連の柔軟な措置が保証されるように連携を取ながら進める。直接支払いの方法を選択した上で自らサービスを選び取って休息の機会を享受することも選択しの一つである。介護役割から離れて休息の機会の機会を享受するに必要なサービスを提供する自治体や民間非営利団体と連携を図りながら、休息の機会の拡充に努める。介護を担う子どもに対して、介護役割から離れて休息を取る機会が広がるようにする。

(4) 情緒的な問題に関わる支援

介護者の情緒的あるいは精神的な側面に関わる支援の重要性は、社会の広い理解を得ている。あなたは、介護者として以下のサービスを期待することができる。ウェスト・サセックスにおける介護者支援サービス、支援グループ及び介護者のネットワークとの連携を図りながら、それらの拡充を図る。介護を手掛ける期間はもとより介護の終了後についてもあなたの情緒的なニーズが存在することについて理解を助け、理解を求める。心理療法とカウンセリングを提供するサービスの利用を促すこととし、これには、子どもと若年者を対象にするサービスを含む。介護役割が終わりを迎える形態は多様であり、情緒的なニーズに関する支援のあなたによる利用を促すための援助を行う。介護者としてのあなたの情緒的な諸問題に関するニーズが広く社会的に認知され、支援に当たって考慮が払われるよう保証する。

(5) 介護者の健康維持に向けた支援

サービスは、健康を含むあなたの介護者としてのニーズが広く社会的に認知され、然るべく支援が受けられるように保証する。介護者は、身体的にはもとより精神的にも健康であるよう、尊厳を以って支援される。

あなたは、介護者として以下のサービスを期待することができる。日常生活上の援助を手掛ける人々を介護者の社会的な地位にある一員として発見するべく活発にサービスを提供する。常にあなた自身の健康に関するニーズに考慮を払い、他のサービス担当機関や団体などとの連携を図りながら、これを進める。子どもと若年者のための計画には、介護者としての若年者のための支援戦略及び保護者でもある介護者のための支援戦略を含む。職員は、あなたの健康に関するニーズを確かめ、これに応えることができるように必要な訓練を施す。必要な場合には、あなたに相応しい介護技術訓練の機会が提供される。あなたをケアのパートナーとして認知する。しかし、そうだからと言って介護を担うかどうかに関するあなたの意思に予断を設けて対応するわけではない。

(6) 介護者の声と要求の提出

既存のサービスの改善と新しいサービスの給付に当たっては介護者の積極的な参画を促し、これを支援するようにと考える。

あなたは、介護者として以下のサービスを期待することができる。不平等を縮小するために地域の全ての構成員とグループの見解を包摂する。サービスの計画化はもとより給付と評価にあなたが参画する。あなたが、専門家の訓練に参加する。介護者としてのあなたのニーズについて理解を拡げる。あなたが個人として、あるいは、あなたを含む介護者集団として声を上げることができるよう支援する。あなたの意見がその後どのように扱われたかについて、あなたに相応しいやり方で伝える機会を設ける。

(7) 介護以外の生活領域における権利主体

介護者としてのあなたは、介護責任以外の生活領域において個人として、自らの権利を持つ主体として処遇される。

あなたは、介護者として以下のサービスを期待することができる。介護者のための職業訓練と教育及び余暇の機会を拡充する。アセスメントの実施とサービスの給付過程では、就業とその継続及び職業訓練に関するあなたのニーズが考慮されるよう保証する。あなたの追加的な家族責任を広く社会的に認知し、これを支援する。緊急時の事態への対応が可能なサービスを提供する。少数民族に属するグループが経験する不平等を縮小する。介護責任を終えた介護者と要介護者に先立たれた遺族としての介護者のニーズを広く認め、支援を行う。介護者でもある職員について広く社会的に認知し、支援を行うと共に、こうした職員が労働者としての権利について知見を得るよう保証する。介護者に優しい雇用慣行を通して介護者の経済状態の改善を図ると共に、これを通して介護者の職業生活の未来が介護役割の故に閉ざされることのないよう保証する。介護を担う子どもは、まずもって子どもであることが可能であるように支援を行い、これを通して他の子どもと同じように宿題をやり遂げ余暇を享受することができるようにする。

(8) 均等と多様性の保障

ウェスト・サセックス国民保健サービスは、機会均等の促進を掲げている（均等と多様性に関する政策）。

あなたは、介護者として以下のサービスを期待することができる。サービスの均等な利用は全ての人々に保障され、このために多様なニーズと出自が考慮される。人種や民族、社会的な性差、信仰、年齢、性的志向、就業状態及び障害が考慮される。差別をなくするために介護者及び関連諸団体との連携を図る。

生活のために健康と心の安寧

人々が健康で心の安寧を保ち、地域に暮らし働く全ての人々が、そのニーズに合った質の高い保健サービスを受けることができるようにすることこそ、ウェスト・サセックス国民保健サービスの仕事である。

この目的の実現に向けて、私たちは、病院、一般開業医、地域サービス、民間非営利団体を含む一連の供給主体による保健サービスを担っている。サービスに投じられる金銭が有効に活用されることは言うまでもない。

私たちは、ウェスト・サセックスの人々に対するインフルエンザを含む感染の予防、悪性腫瘍検査及び保健訪問のようなサービスも手掛ける。

私たちは、国民保健サービスをどのように提供すべきかについて考えを持つ人々の声に耳を傾け、その意見から学び取りたいと思う。私たちが何を手掛けているか、また、あなたの参画がどのように可能かなどについては、以下のホームページを参照してほしいと思う。

<http://www.westsussex.nhs.uk>.

6. スウインドン国民保健サービス／スウインドン市『スウインドン介護者憲章』⁽⁸⁾

私たちが介護者との用語を用いるとき、援助なしには日常生活を営むことの出来ない家族構成員や友人あるいは隣人の世話に無償で当たる人を意味する。要介護者の年齢はもとより身体的もしくは精神的な疾患、常用薬あるいは障害を問わない。この定義に沿うならばスウインドン地区には1万6,000人の介護者が暮らしていると推計される。介護者の中には数年に亘って日常生活上の援助を担い、あるいは、四六時中要介護者の世話に当たる介護者もいる。

誰もが介護者になる可能性を持ち、人口の高齢化を思うとき、介護者化の可能性は高まりを見せる。実際に、スウインドンに限っても毎日30人が新たに介護責任を担い始めている。

少なくない子どもが介護責任を負い、その数はスウインドンでも443人の介護を担う子どもを数えると推計される。この推計値は、保護者が我が子について介護を担う子どもと認定した場合に限られることから、実際の規模は遥かに多いと考えられる。スウインドンの平均的な中学では、生徒の中に一校当たり平均30人の介護を担う生徒が存在するとの調査結果もある。

介護には肯定的な影響も認められる。しかし、介護者が、仕事はもとより教育あるいは子育てなどの他の責任との調整を迫られることも、確かである。残念なことに多くの介護者は、自らのニーズについて考える時間とエネルギーを失うことから、自らの健康を関心の外に追いやる。

介護負担の重い介護者の所得は低く、健康状態も良くない傾向にある。介護責任を負わない人々に較べて就業する比率も低い。

介護者が、社会の他の人々と同じように均等の機会を享受し、介護以外の生活領域における生活を等しく営むことができるようにすることが重要である。スウインドン保健及びソーシャルケア・サービスは、介護者に高い水準のサービスを届け、これを通して他の人々と同じ暮らしの機会を享受することができるようにする責任を負っている。私たちは、要介護者の心と体の安寧に果たす介護者の貢献について広く認めなければならない。介護者の役割や貢献をこのように認識し心に留めるからこそ、介護者は、ケアにおけるパートナーとして位置づけられる。

(1) スウインドン介護者憲章

スウインドン介護者憲章は、域内のサービスを介護者の支援に向けてどのように編成し提供するかにについて示している。多くの場合にこれらの高い基準は充足されている。他のサービスについては、目標の達成に向けてその方法の開発に取り組んでいる。私たちは、介護者が域内のサービス利用に当たって彼女や彼のニーズに合致する支援を受けることができるよう保証する。

成人の介護者について、憲章は、高い水準の介護者支援と専門家の関与を広く認めている。介護者は、アセスメントの過程に参画をして、憲章に謳われる基準に適うサービスのアセスメントにおいて重要な役割を担う。

地域内の介護を担う子どもへの支援は、『スウインドン介護を担う子ども支援戦略』に沿って行われる。子ども部局の職員によって実施に移される行動計画にも明示され、公的な機関と民間非営利団体とが密接な連携を図りながら実施される。

(2) 私たちの拠り所とする諸原則

私たちが介護者をどのように支援するかの際の拠り所となる原則は、政府の政策文書『全国介護者支援戦略』に示されるそれである。

私たちは、以下のように対応する。介護者をケアにおける私たちのパートナーとして広く認知し、彼女や彼が、日常生活上の援助を手掛ける上で必要とするサービスを利用することができるよう保証する。介護者が、介護役割以外の領域の生活を享受できるように援助する。介護者への支援を通して、彼女や彼が介護責任の故に経済的な困窮に陥らないようにする。介護者が精神的にはもとより身体的にも健康を維持することの出来るよう保証し、尊厳を以って対応する。子どもと若者を過重な介護役割から保護すると共に、彼女や彼が学び、能力を高めながら成長するべく支援をする。これを通して積極的な子ども時代を過ごすことができると考える。これを通して、政府の政策文書『全ての子供』に謳われた目標を達成する。

(3) 私たちのサービス基準

これらの諸原則の拠って立つ考えは、サービス給付に当たって充足すべきサービスの水準に関する基準である。

介護者をケアにおけるパートナーとして広く社会的に認知する。

介護者は、彼女や彼へのサービスはもとより彼女や彼の看る要介護者のサービスに関する情報を容易に手にすることができる。職員は、介護者のニーズを理解すると共に、どのように介護者への支援を進めることができるかについて職員チーム内での役割を予め心得ておく。介護者もしくは彼女や彼の看る要介護者のためのサービスに関して介護者から寄せられる意見は、一度限りではなく定期的に受け止められる。介護者は、日常生活上の援助はもとより要介護者に対するケアに関する決定に積極的に参加する。

介護者が、介護役割以外の領域において個人として自らの生活を営むことができるよう援助する。

介護の継続意思と能力に関して介護者の意見を求め、介護者と要介護者に提供される支援について知らせる。介護者には、彼女や彼による危機的な状況への直面を防止する地域のサービスと選択しに関する情報を提供する。分かり易い照会制度をサービスの一環として用意する。介護者の暮らしに関する選択と希望は尊重され、アセスメントの実施とケア計画の策定において然るべく考慮が払われる。

介護者の支援を通して、彼女や彼が経済的な困窮に陥らないようにする。

介護者には、経済的な窮状の回避に向けて介護役割に関する情報と助言の機会を早い時期に設ける。

介護者が心の健康はもとより身体的な健康を維持するよう保証し、尊厳を以って対応する。

介護者の訓練ニーズを広く社会的に認知し、ニーズの充足に務める。介護者の情緒的なニーズは広く社会的に認知され、彼女や彼の気持ちに寄り添いながら時機を失することなく介護者に対応する。介護者は、ニーズに沿って介護から離れて休息の機会を定期的に取得することができる。介護者は、日常生活上の援助の終了後にも支援を受ける。

子どもと若者は過重な介護から保護され、支援を通して学び能力を高めながら成長することが可能でなければならない。

職員が専門的な訓練を受けることを通して、若い年齢層を含む若い家族構成員の介護役割を広く認識し、介護を担う子どもの発見を含めて、そのニーズに的確に対応しなければならない。職員は、成人についての関係書類と子どもに関わる関係書類に目を通すと共に、関係書類に示される事柄の実施に当たって訓練を受けなければならない。介護を担う子どもの早期の発見を促し、介護を担う子ども自身のニーズはもとより広く家族全体のニーズの充足に向けて制度と手法の開

発が行われて然るべきである。介護を担う子どもは、より良い身体的にはもとより精神的な健康状態を享受して然るべきであり、成人期へのスムーズな移行が可能であるよう支援を受ける。

もしあなたが介護者であり、上に示したサービスのアセスメントを受けたいと希望するならば、以下に連絡をお願いします。

介護者担当マネージャー スウインドン市／スウインドン国民保健サービス

スウインドン北部地区センター

住所

電話番号 01793 708700

Eメール：Joanna.ridley@swindon-pct.nhs.uk

スウインドンにおける介護者サービスの情報は、ケア関係の電話番号0800 085 6666に電話をするか、スウインドン市のホームページをご覧ください。 <http://www.swindon.gov.uk>.

(注)

- (1) National Statistics, Social trends, 2007 edition, No.37, Palgrave Macmillan, 2007, p.104.
- (2) NHS, The Information Centre, Personal social services survey of adult carers in England-2009-10, NHS, The Information Centre,2010, p.64.
- (3) Northumberland, Tyne and Wear NHS Foundation Trust, Carers' charter, shining a light on the future, Northumberland, Tyne and Wear NHS,2008, Ref.1509 / April 2010,pp.1-9.
- (4) Sussex Partnership NHS, Carer's charter, lunched on 9th June 2008, Sussex Partnership NHS,pp.1-14.
- (5) Somerset Partnership NHS, Valuing carers, a carers' charter, Somerset Partnership NHS,Issue date: October 2008, Review date: October 2009, pp.1-7.
- (6) East London NHS, Carers' charter, East London NHS, revised format of the 2006 version,pp.1-6.
- (7) West Sussex NHS, Mental health carers charter, West Sussex NHS, version: final,date:31 January 2011, pp.1-6.
- (8) Swindon NHS and Swindon Borough Council, Swindon carers' charter, better support for Swindon's carers, Swindon NHS and Swindon Borough Council,pp.1-6.